

令和 7 年 第 6 回 蕨市教育委員会（定例会） 会議録

招 集 期 日	令和7年4月30日（水）		
場 所	蕨市役所 5階 第1・第2委員会室		
開閉の時間	午後2時から午後2時40分まで		
議 長	松 本 隆 男 教育長		
出席委員	1 番 萩 原 敏 行 委員	2 番 尾 方 香 里 委員	3 番 石 山 大 介 委員
	4 番 中 村 美 音 委員		
議事参与者	教育部長 加 納 克 彦	教育部次長・学校教育課長 吉 岡 雅 彦	教育部副参事・学校給食センター所長 石 丸 岳 広
	教育総務課長 白 鳥 幸 男	生涯学習スポーツ課長 桑 島 勝 彦	学校教育課主幹 咲 間 悟
	下蕨公民館長 鈴 木 啓 文	図書館長 佐 藤 昌 史	歴史民俗資料館長 小 川 有紀子
	教育総務課長補佐 庄 野 将 人	生涯学習スポーツ課長補佐 小 柴 晴 香	中央公民館長 成 田 慎 治
	東公民館長 岡 本 啓太郎	西公民館長 荒 川 恵 子	南公民館長 萬 年 祐 次
	北町公民館長 瀬 口 正 浩	学校教育課指導係長 峠 館 春 介	旭町公民館長（指定管理者） 黒 澤 美和子
書 記	教育総務課庶務係長 駒 崎 崇 也		

	会 議 事 件 名	議 事
議 事 進 行 状 況	報告 1 蕨市奨学生選考委員会委員の任命について	開会宣言された後、前回及び前々回の会議録の承認が行われ、直ちに報告に入る。 蕨市奨学生選考委員会委員の任命について、同選考委員会は教育長、理事、健康福祉部長、健康福祉部福祉総務課長及び教育委員会教育部学校教育課長で組織しており、令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い健康福祉部長及び教育委員会教育部学校教育課長の任命替えを行ったとの報告が、教育総務課長からなされた。
	報告 2 蕨市入園・入学資金貸付審査委員会委員の任命について	蕨市入園・入学資金貸付審査委員会委員の任命については、報告 1 と同様に、人事異動に伴い健康福祉部長及び教育委員会教育部学校教育課長の任命替えを行ったとの報告が、教育総務課長からなされた。
	報告 3 令和 6 年度蕨市立小・中学校卒業証書授与式報告及び令和 7 年度蕨市立小・中学校入学式報告について	令和 6 年度の蕨市立小・中学校卒業証書授与式における卒業生は小学校 547 名、中学校 486 名、令和 7 年度の小・中学校入学式における入学者は小学校 454 名、中学校 488 名で、出席者やマスク着用の制限もなく実施することができたとの報告が学校教育課長からなされた。
	報告 4 令和 7 年度在籍児童・生徒数及び学級数・教職員数について	令和 7 年度の在籍児童・生徒数及び学級数・教職員数について、小学校の児童数は、通常学級 3,105 名、特別支援学級 63 名で、前年比 45 名減、学級数は、通常学級が 2 増、特別支援学級 2 増、教職員は 10 名の増である。中学校の生徒数は、通常学級 1,430 名、特別支援学級 21 名で、前年比 27 名増、学級数は、通常学級は 2 増、特別支援学級は増減なし、教職員数は 2 名の増である。なお、中学校では今年度より校内教育支援センター・e-station（通称：エスタ）を設置し、各校 1 名ずつ計 3 名の市費教員を配置しているとの報告が、学校教育課長からなされた。
	報告 5 令和 7 年度蕨市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問年間計画表について	令和 7 年度蕨市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問年間計画表について、日程の報告が学校教育課長からなされた。

議 事 進 行 状 況	報告 6 令和 6 年度わらび学校土曜塾推進事業実施結果について	わらび学校土曜塾推進事業について、令和 6 年度は参加児童数 140 名、実施回数 150 回で、前年度比 6 名の増であったとの報告が、生涯学習スポーツ課長からなされた。
	報告 7 令和 6 年度放課後子ども教室推進事業実施結果について	放課後子ども教室推進事業について、令和 6 年度の参加児童数は 550 名、参加率 17.1%、実施回数は 169 回、前年度比 16 名の増であったとの報告が、生涯学習スポーツ課長からなされた。 [質問] スタッフの人数は開催 1 日あたりの標準的な配置ということですが、これは人数の平均値ということでしょうか。 [回答] 運営にあたり目安として定めた人数となります。
		以上報告の後、直ちに議事に入る。
	議案第 20 号 蕨市障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について	蕨市障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命については、令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動によって 3 名の委員が退任したことに伴い、委員の変更を行うものである。任期は前任者の残任期間である令和 7 年 6 月 30 日までであるとの説明が、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第 21 号 蕨市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について	蕨市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命については、令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動によって 4 名の委員が退任したことに伴い、委員の変更を行うものである。任期は前任者の残任期間である令和 9 年 1 月 22 日までであるとの説明が、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。

議 事	議案第 2 2 号 蕨市学校運営協議会委員の委嘱及び 任命について	蕨市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、任期は令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 1 年間で、昨年度より開設した、南小学校及び第一中学校 2 校による第一中学校区 9 名と、単独校の中央小学校 5 名及び中央東小学校 5 名の委嘱及び任命を行うものである。なお、昨年度から全校実施となったが、今後現状のかたちで実施していくのか、一部校区を残して単独実施校を増やすのか、あるいは全校単独実施校とするのか、蕨市としての実施形態を検証し、令和 8 年度までに確定して参りたいと、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
進 行	議案第 2 3 号 蕨市社会教育委員の委嘱について	蕨市社会教育委員の委嘱については、令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、蕨市小・中学校校長会選出の委員の委嘱替えを行うもので、任期は前任者の残任期間である令和 8 年 6 月 14 日までとなると、生涯学習スポーツ課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
状 況	議案第 2 4 号 蕨市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について	蕨市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱については、塚越小学校区放課後子ども教室実行委員会コーディネーターの退任に伴い、同委員会の委員長に委嘱を行うもので、任期は前任者の残任期間である令和 9 年 3 月 31 日までとなると、生涯学習スポーツ課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第 2 5 号 蕨市スポーツ推進委員の委嘱について	蕨市スポーツ推進委員の委嘱については、塚越支部長の推薦に基づき、令和 7 年 5 月 1 日付けで 1 名の委員の委嘱を行うもので、任期は令和 8 年 3 月 31 日までとなると、生涯学習スポーツ課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第 2 6 号 蕨市立小・中学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について	蕨市立小・中学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱については、令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、委員 1 名の委嘱替えを行うもので、任期は前任者の残任期間の令和 7 年 9 月 30 日までとなると、生涯学習スポーツ課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。

議 事 進 行 状 況	議案第27号 蕨市公民館運営審議会委員の委嘱について	蕨市公民館運営審議会委員の委嘱については、令和7年4月1日付けの人事異動に伴い、蕨市立小中学校校長会選出の委員の委嘱替えを行うもので、任期は前任者の残任期間の令和8年6月14日までとなると、中央公民館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第28号 蕨市地区生涯学習連絡会委員の委嘱及び任命について	蕨市地区生涯学習連絡会委員の委嘱及び任命については、令和7年4月1日付けの人事異動に伴い、中央地区・錦町地区・塚越地区・北町地区・旭町地区の計5地区において委員の委嘱又は任命を行うもので、任期は前任者の残任期間の令和8年6月14日までとなると、中央公民館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 [質問] 錦町地区の名簿が差し替えとなりましたが、変更箇所を教えてください。 [回答] 今回の委嘱替え以外の委員の分の差替えとなりますが、具体的にはNo. 4, 7, 8, 12, 13, 14の方を正しく修正したほか、差替前の資料No. 18には以前に退任した方を誤って載せてしまっておりました。
	議案第29号 蕨市立図書館協議会委員の委嘱について	蕨市立図書館協議会委員の委嘱については、蕨市立小・中学校校長会からの推薦に変更があり、委員1名の委嘱替えを行うもので、任期は前任者の残任期間である令和8年7月15日までとなると、図書館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第30号 蕨市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	蕨市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、令和7年4月1日付けの人事異動に伴い、1名の委員の委嘱替えを行うもので、任期は前任者の残任期間の令和7年7月1日までとなると、学校給食センター所長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第31号 蕨市教育委員会が後援等を行う事業について	蕨市教育委員会の後援等に係る事務については、令和2年4月1日付で制定した、別紙『蕨市教育委員会の後援及び共催に係る事務取扱』に基づき実施しており、申請を行うことができる団体は、「国、地方公共団体又はこれに準ずる団体・学校又はこれに準ずる団体・蕨市社会教育関係団体・蕨市に事務所を有する公益法人」としている。また、承認基準の主なものとしては、「市が主催するものや、市の教育施策の推進上、有益であると認められるもの」・「広く市民を対象とするものであること」・「原則として市内で

		開催されるものであること。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りでない」・「教育委員会の方針及び施策に反しないものであること」としている。 別紙のとおり、蕨市教育委員会へ後援等の申請があったため、審議をお願いしたいとの説明が、生涯学習スポーツ課長からなされ、質疑応答のあと、原案どおり異議なく可決された。
--	--	---